

主な質問・意見等	本市の考え方等
<p>苫小牧国際リゾート構想について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 色々対策を立てなければいけない I R をなぜ苫小牧に持ってこなければならぬのか。</li> <li>・ 子どもの未来にカジノは要らない。</li> <li>・ 人口減少、インフラ老朽化等の対策は国が予算をつけて行うこと。I R で問題解決することではない。</li> <li>・ 苫小牧には観光でアピールできるところがたくさんある。既存の施設、自然を有効に活用すればいい。カジノは要らない。</li> <li>・ なにか素晴らしい夢の国ができるようであるが、I R と我々地域の住民との関わりが全然ないように感じる。地域にメリットはあるのか。</li> <li>・ 構想は絵に描いた餅にしか見えない。中身がよくわからない。</li> <li>・ 苫小牧市のまちづくりにほとんど関係しないのではないか。</li> <li>・ 自分の生活とは異なる話なので、本当にわからないというのが正直なところである。</li> <li>・ I R によるリスクとメリットのバランスでいうと、メリットの方が大きいと思う。</li> <li>・ 苫小牧市は、北海道のためにという気概で I R の誘致を進めているのではないのか。</li> <li>・ 人口減少に歯止めをかけるには、新しいビジネスモデルの推進が不可欠である。海外からのインバウンド増加が見込まれる I R に期待したい。</li> <li>・ 苫小牧市民として I R が苫小牧に出来る事を期待しております。I R の生み出す相乗効果が何よりの期待であり、経済効果が市民にとっても喜ばしい事だと思います。</li> <li>・ 将来を長い目で見た時に、苫小牧全域がより活性化していく事につなげていければ良いと思います。</li> </ul>	<p>苫小牧国際リゾート構想について</p> <p>本市におきましては、人口減少時代に入り、人口減少・少子高齢化に伴う税収の減少、インフラの老朽化と維持更新コストの増加をはじめとする深刻な社会的課題を抱える大変な時代が到来するという危機感がございます。</p> <p>このため、本市が将来にわたり、しっかりと市民サービスを提供できるまちを目指すためには、知恵を絞り様々な施策にチャレンジしていかなければならないと考えており、I R 誘致へのチャレンジは、その施策のひとつであり、本市における新たな雇用の創出や地域経済の活性化に大きく寄与するものと考えております。</p> <p>日本における I R 整備の推進は、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することで、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的としております。</p> <p>本市は、北海道の玄関口である新千歳空港に隣接し、苫小牧港を有し、札幌都市圏からのアクセスも良いなど日本における I R の立地に必要な条件を満たしており、本市のみならず北海道の社会的課題を克服するとともに国の観光立国実現に貢献することができるものと考えており、本リゾート構想を策定いたしました。</p> <p>なお、I R は、I R 整備法において申請主体は都道府県等となっており、本市におきましては、北海道の誘致の是非の動向を注視しているところでございます。今後、北海道が I R 誘致を表明した場合には、I R が本市の将来の施策となるよう、北海道、I R 事業者等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。</p>

## ギャンブル依存症の懸念・対策について

- ・ギャンブル依存症は今でも多く、これ以上依存症患者を増やしてほしくないのが、IRのような施設は要らない。
- ・カジノによる犠牲者が出るのははっきりしている。市民の大半はIRに反対である。
- ・一番のギャンブル依存症対策はギャンブルを持ってこないことである。
- ・カジノ施設の利用回数の制限は十分ではない。
- ・海外の事例で、IRができたあとにギャンブル依存症になる方はどのくらいいるという報告なのか。
- ・今でも依存症患者はたくさんいるのが実態である。カジノができるから対策をしなければならないというのはおかしい。今すぐにも対策をしてほしい。
- ・ギャンブル依存症対策における教育振興はどのように考えているのか。
- ・北海道の発展のために何かやっつけていかなければならないということでIR誘致に取り組んでいるのだと思うが、ギャンブル依存症の問題が非常に心配なので、これを機会に現在の依存症患者にも応えるような対策を徹底してもらいたい。
- ・IRでの税収により既存の依存症対策を実施したら良い。
- ・もともとギャンブル依存症の恐れがある人はいる。IR誘致をきっかけに対策が図られることに期待している。諸外国の事例を参考にして体制を整備してほしい。
- ・ギャンブル等依存症の観点で言えば、カジノよりも圧倒的にパチンコのリスクが高いでしょう。パチンコの場合は身近に店舗がたくさんありすぎて行きやすいので依存症も増えますが、カジノの場合は、一箇所に限られますので、毎日毎日行くのは難しいので依存症はほぼ無いのでは。

## ギャンブル依存症の懸念・対策について

IRにおけるギャンブル依存症対策について、国は、世界最高水準のカジノ規制を導入し、そのための万全な対策・体制を整備していくものと認識しております。

例えば、シンガポールにおきましては、IR開業前後のギャンブル等依存症率の推移は減少傾向にあることが統計調査からも認められております。日本におきましても、しっかりとしたギャンブル等を含む依存症対策を講じることが重要であると考えております。

一方、既存のギャンブル等依存症を含めた対策については、平成30年7月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が成立しており、各都道府県も対策の計画を策定するよう努めなければならないなど、今後ギャンブル等の依存防止の対策が国の責務として進められることとなります。

本市といたしましても、本法に基づき、海外事例なども参考に事業者、北海道とも連携し、地域が取り組むべき対策を具体的に検討していかなければならないと考えております。

ギャンブル等依存症対策につきましては、予防教育と啓発、相談支援、治療体制の整備、社会復帰支援が不可欠であり、有効な対策を適切な時期から講じていくことにより、そのリスクを抑制していけるものと認識しております。

#### カジノ事業について

- ・ カジノは賭博行為であり、刑法で禁じられている行為である。
- ・ カジノはいわゆる賭博であり、カジノの高収益を活用して施設群を運営することに少し違和感がある。
- ・ I Rと言ってもカジノはやはり許せない。
- ・ 本来生活費に使われるはずだったものを賭博として落とす金であり、お金を大量に失った人がでるのが心配。
- ・ カジノの売上金はそこで賭けて負けたお金のことであり、人の不幸を土台にしたまちづくりには疑問。カジノは要らない。
- ・ 賭け事で儲けた金で地域の活性化をすることは不健全である。
- ・ 賭博のまち苦小牧というレッテルを張られたくない。
- ・ カジノ事業は誰が監視するのか。

#### カジノ事業について

I R整備法では、本法に基づくカジノ行為は、賭博罪（刑法第185条）の規定は適用しないこととしており、違法性が阻却されております。

カジノ事業については今後、I R整備法に基づき、内閣府の外局として「カジノ管理委員会」が設置され、カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収、立入検査、監督処分等を行うこととなります。I R事業者は、この「カジノ管理委員会」による背面調査等の審査ののち、カジノ事業免許を付与された場合に、カジノ事業を行うことができることとなります。

なお、I Rにおけるカジノ事業につきましては、日本においてすでにございます競馬や競輪などの公営競技などと同様、事業の実施を通じた関連産業の振興や納付金による公益還元・財政改善など、高い公益を追求するものと認識しております。

#### I Rに設置する施設群について

- ・ I R全体のうち実際カジノは何%を占めるのか。
- ・ カジノ施設がなければI Rは経営できないと感じる。
- ・ カジノ事業での売り上げがなければ他の施設が運営できないということか。
- ・ I Rには文化的な色々な施設があるのであれば、カジノを外せばいいのではないか。
- ・ カジノの収益を当てにしている夢の施設。カジノがなければとてもいい。
- ・ カジノ以外に様々な施設ができると言っても、その施設をカジノの収益を使って運用するのであればI R＝カジノと考えざるを得ない。
- ・ M I C Eでどれだけ収益を上げることができるのか。
- ・ I Rができるとしたら、市民が家族で遊びにいけるような魅力ある施設、弁当を持参できるような施設があればいいと思う。

#### I Rに設置する施設群について

I R整備法では、I Rは、カジノ施設と、国際会議場、展示場施設等、我が国の伝統・文化・芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設、その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものでございます。

これは、I Rは、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ収益を活用して、国際会議場、展示場施設など大規模な投資を伴う施設の採算性を担保し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的としております。

このうちカジノ施設の面積は、I R施設全体の面積の3%を上限とすることになると言われており、今後、政省令において示されることになっております。

また、日本におけるI Rは、世界の人々を惹きつけるような日本の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するものでなければならぬことから、本市におきましては、北海道の自然を生かした自然体験型観光施設、北海道のおいしく、安全・安心な食のブランドを生かした飲食施設、世界クラスの音楽コンサートの開催など、市民の皆様、近隣の市町村の方々にとりましても、I R施設に行きたくなくなる魅力ある施設でなければならぬと考えております。

#### I Rによる経済効果について

- ・ I Rにより創出される財源とは何か。
- ・ 税収はどのくらいになるのか。
- ・ 税金は何に使うのか。

#### I Rによる経済効果について

平成30年6月に策定しました「苫小牧国際リゾート構想」での試算は次のとおりです。

開業時投資額	約 2,200～3,000 億円
売上高	約 1,200～1,600 億円
直接雇用	約 5,000～10,000 人
カジノ納付金	約 106～142 億円 (道・市計)
入場料	約 65～87 億円 (道・市計)
市税	約 25～30 億円
道税	約 17～22 億円

なお、カジノ納付金及び入場料につきましては北海道との合計であり、北海道と市の収入割合については現時点で未定となっておりますが、カジノ納付金等は、観光振興、地域経済の振興、社会福祉の増進、文化芸術の振興など公益目的に用いることとなっておりますことから、これらを財源として本市の市民サービスの維持・向上を図ることができるものと考えております。

#### 自然環境への影響について

- ・ 「ラムサール条約」に登録されているウトナイ湖及びその周辺の自然環境が破壊されるのではないか。
- ・ ウトナイ湖の水位低下、渡り鳥などの野鳥の絶滅させる危険性はないのか。
- ・ 広大な森林地帯を開発することは自然環境との共生に馴染まないのではないか。
- ・ 開発により自然が破壊される。一度、壊れた自然は元に戻らない

#### 自然環境への影響について

本市におきましては、当初から北海道の豊かな自然を生かした国際リゾート構想の策定を念頭に進めており、外部有識者で構成される諮問委員会におきましても、策定方針の7カ条の一つとして、環境と共生した21世紀のリゾートとすることと掲げており、本市の構想の基本方針となっております。

このため、本市といたしましては、環境に関する関係法令、各基準等を遵守することはもとより、この方針に従い、準備の段階からI R候補地の環境情報を整理するとともに、環境に配慮した検討を行ってまいりたいと考えております。

#### 治安の問題について

- ・ 外国人が一気に入って来るようなことが今までないと思うので、治安を整備してもらいたい。カジノに反対というよりも不安である。
- ・ 反社会勢力をどのように排除するのか。
- ・ 人口を増やすひとつの手立てとして非常に良いと思うが、新たな人の往来により地域の人に危害を与えるようでは困る。

#### 治安の問題について

治安や地域環境への影響につきましては、本市といたしましては、I R整備法や今後示される政省令などの法令に遵守するほか、犯罪抑止対策や組織犯罪対策などについても、取組むほか、地元自治体、警察、I R事業者がおのこの役割を果たし、万全の対策を講じ、治安維持に努めてまいりたいと考えております。

なお、例えば、シンガポールの事例においては、I R導入による犯罪数の変化がないのも実態であり、これはI R導入前からしっかりとした制度を作ったからとも言われております。

#### I R誘致の合意形成について

- ・ I R誘致について住民投票をしないのか。
- ・ 市民の合意形成はどのように行われるのか。
- ・ 事業者選定は申請主体であるとのことだが、苫小牧市、苫小牧市民の意向は反映されないのか。
- ・ 住民投票にはなじまなく、すべきではない。自治体間の競争に勝ち抜けなくなる。

#### I R誘致の合意形成について

I R整備法では、国への申請までのプロセスにおいて、立地市町村における協議・同意を諮らなければなりません。立地市町村の同意の手法について、I R整備法では、地方自治法第96条第2項の規定の適用を妨げないとのことであり、条例により立地市町村の議会の議決事項とすることができるとしております。

本市におきましては、国が示しておりますとおり、議会の議決事項とすることも合意形成の手法のひとつであると考えております。

また、国が示している合意プロセスにおいては、都道府県等が策定することになる実施方針や、その後の事業者選定においても立地市町村との協議や同意が求められており、本市におきまして、各段階において具体的な事項についてしっかりと議論していくことが不可欠となっております。

今後北海道が誘致を表明した場合には、本市といたしましても、この考え方を基本として、申請主体となる北海道と協議してまいりたいと考えております。

#### I Rの設置・運営事業者について

- ・ I R施設建設は誰が投資するのか。
- ・ I Rのカジノ、ホテル、エンターテインメント施設、M I C E施設はそれぞれ違う事業者が設置・運営するのだろうか。
- ・ I Rの運営は選定された事業者が全部するのか。

#### I Rの設置・運営事業者について

I Rは、ひとつのI R事業者がひとつのI R施設を一体として設置・運営いたします。

一方、海外のI R事業者によりますと、日本でI Rを展開する場合には、国内の地元企業とともにコンソーシアムを形成して事業を展開することを想定しているとのことでございます。

また、カジノ事業以外のI R事業運営委託は可能であります、今後設置されるカジノ管理委員会の許可が必要となります。

#### I R設置・運営での市の関与について

- ・ I Rは民設民営というが、市（もしくは道）は何も関与しないのか。
- ・ 市が負担するものはないのか。
- ・ I Rの国、地方公共団体が連携して管理監督をするとのことだが、きちんとした審査、調査ができるのか。

#### I R設置・運営での市の関与について

I R整備法では、I Rは民間事業者により一体として設置運営される、いわゆる民間事業者の投資による「民設民営」の施設でございます。

一方、国及びI Rの整備に関係する地方公共団体は、I R整備法では、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、実施する責務を有しております。

また、都道府県等による国への区域整備計画の認定申請までのプロセスにおいて、立地市町村となる本市における協議・同意を諮らなければなりませんし、I R開業後も区域整備計画の実施状況のモニタリングや認定の更新時など、様々な場面で立地市町村も関与することになっております。

I Rは民設民営でございますことから、基本は民間負担が原則ではございますが、例えばI Rまでの道路などインフラの整備につきましては、一定の負担の必要性がでてくる可能性もございますが、これらの整備に係る費用負担などは、I Rにより得られる財源を活用することなども含め、今後、具体的に検討を進めていく必要がございます。

いずれにいたしましても、I Rの施設規模や場所など事業者が考える事業コンセプトによっても大きく変わることが想定されるため、本市としてもこの点については事業者との対話の中で、具体的な考え方を見出したいと考えております。

<p>I R事業の責任について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I R事業に失敗したら誰が責任をとるのか。</li> <li>・ I Rが赤字で経営が成り立たない場合、その補てんは誰が行うのか。</li> <li>・ I Rが失敗したときのことが非常に心配である。</li> </ul>	<p>I R事業の責任について</p> <p>I Rは民設民営の事業であり、原則として、事業運営に係る責任は運営するI R事業者に帰属するものと考えております。</p> <p>なお、I Rを開業する際に都道府県等とI R事業者と間で締結されることになる「実施協定」におきましては、I R事業が困難となった場合における措置を記載することとされております。</p>
<p>中心市街地の空洞化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I R候補地は植苗地区であり、市街地には人が流れず、ますます中心市街地の空洞化が進むのではないか。</li> <li>・ 構想にある中心市街地の「にぎわいエリア」はうまく活性化されないのではないか。</li> <li>・ I Rに大きな商業施設ができれば、苫小牧市内の人もますます東部に流れ、既存の商業施設が影響を受けるのではないか。</li> <li>・ I Rにショッピングモールができるとイオンを中心とする東部のまちがなくなってしまうのではないか。</li> </ul>	<p>中心市街地の空洞化について</p> <p>I Rが開業した場合、相当数のI R訪問客を見込んでおり、海外の事業者との対話によりますと、I R施設内での宿泊施設では足りず、I R周辺の市街地にも多くの観光客が来るとのことでございます。</p> <p>このため、本市といたしましては、このI R訪問客をいかに本市街地に誘客し、市街地の活性化つなげていくかが重要であると考えております。そのためには、宿泊・飲食等市街地の魅力を向上させ、現在、苫小牧中央I Cの整備が進んでおりますが、I Rとのアクセスも整備も重要であると考えております。</p>
<p>地元産業への貢献について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大手の事業者は全国一括で発注しているので、地元の小さな店から食材等を購入することがあるのか。</li> <li>・ 民設民営であるのに道内企業を優先的に使うということはないのではないのか。</li> </ul>	<p>地元産業への貢献について</p> <p>I Rの建設では、建材、工事、設備工事等、I Rの運営においては、物品・食材の購入、清掃・維持管理など施設の建設・運営において様々な発注の需要が発生いたします。</p> <p>I Rを展開している海外の事業者によりますと、I R事業者にとりまして地元への貢献は非常に重要であると考えており、I Rの建設・運営にあたりましては、地元企業と連携・協力して建設・運営することになるものと考えております。</p>

<p>人材の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの雇用が見込まれるが現状も働き手が不足している。どのように人材を集めるのか</li> <li>・ I Rにより既存の商店街で働く人たちがいなくなるのではないか。</li> <li>・ 雇用される人は道外、海外から雇用される人がかなりの割合を占めるのではないか。</li> <li>・ 海外からいろんな方が来ることになるが、語学の問題はどうするのか。</li> </ul>	<p>人材の確保について</p> <p>「苫小牧国際リゾート構想」においては、I Rによって5千人から1万人の新たな雇用機会が生まれると試算しており、雇用機会の創出は若年層の市外流出防止やU I Jターンなどにより、人口減少対策に貢献できるものと考えております。</p> <p>I R事業におきましては、専門的な知識を有する人材も必要であることから国内外からの人材も必要があると考えております。</p> <p>また、国際リゾート構想を展開するためには、教育振興も重要であると考えており、例えば、インターナショナルスクール、観光・宿泊業、料理、エンターテイメント関連の教育機関の整備などにより、人材確保していかなければならないと考えております。</p>
<p>新たな雇用者の居住について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I R候補地は札幌に近い。苫小牧市内にどれだけ居住してくれるのか疑問である。</li> <li>・ I Rの従業員の社宅や寮を建設しないと苫小牧市内に人が集まってこないと思う。</li> </ul>	<p>新たな雇用者の居住について</p> <p>本市が現在検討しておりますI R候補地は千歳市、札幌圏に近く、I R及びその関連企業の従業員等が本市以外の近隣市町村への居住の可能性はあるものと認識しております。</p> <p>一方、I R整備の目的にございます地域経済の振興は、本市のみならず、北海道全体の課題として考えていく必要があるものであり本市近郊に雇用の一部が居住することは、北海道全体の経済振興に寄与するものであると考えております。</p> <p>本市といたしましては、I Rの従業員の多くが市内に居住していただけるよう、社宅の建設などI R設置運営事業者に求めるなど様々な施策を検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>海外事業者の市内事業所開設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民も事業所を訪問することができるのか。</li> <li>・ 市内に事業所を開設した海外事業者があると聞いた。そういう人たちからの話も聞いて、勉強する機会を設けてもらいたい。</li> </ul>	<p>海外事業者の市内事業所開設について</p> <p>市内に事務所を開設する事業者の中には、市民への情報提供や勉強会などを実施する予定のあると聞いております事業者もありますことから、今後、そのような機会も提供されるものと認識しております。</p>

<p>道内の他の観光との関係について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存の観光地が I R に観光客を取られてしまうのではないか。</li><li>・ 民族共生象徴空間やボールパークなど苫小牧市近隣の観光資源を持つ自治体との関係についてはどのようにとらえているのか。</li><li>・ 近隣自治体にある商業施設と互いパイの奪い合いで、共倒れになると危惧している。</li></ul>	<p>道内の他の観光との関係について</p> <p>日本の I R では、I R 訪問客を他の国内観光地に送客する機能が備わっていないければなりません。</p> <p>本市におきましても、隣接する新千歳空港とともに、道内の広域観光の玄関口として、他の市町村等とも連携して、道内周遊観光振興に貢献するほか、I R から道外観光地への送客及び国内周遊観光に貢献しなければならないと考えております。</p>
---	--

※ 主な質問・意見等は、説明会の質疑応答及びアンケートの中で、寄せられたご質問・ご意見等を項目ごとに整理、要約して取りまとめております。